

－独立行政法人国立高等専門学校機構－

国立高等専門学校における不適正経理の再発防止策への取組及び物品の管理について(独立行政法人国立高等専門学校機構理事長宛て)

不適正な会計経理により支払われていた物品の購入代金等(支出) 8億6320万円

1 国立高等専門学校における会計経理等の概要

(1) 国立高等専門学校の概要

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、全国に51校の国立高等専門学校（平成24年度末現在。以下「高専」という。）を設置し、高専の設置運営や教育研究活動等の業務を行っている。

高専は、国から機構に対して交付される運営費交付金及び国庫補助金、授業料収入等を財源として、教育研究に使用する実験装置、消耗品等の物品を購入している。そして、その購入に当たっては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（以下「会計規則」という。）等に基づき、各高専が、契約の相手方や購入価格等を決定し、契約した物品が納入された際には、給付の完了を確認するために必要な検査（以下「検収」という。）を行うこととされている。

(2) 高専における不適正な経理をめぐる状況

機構は、平成24年2月に東京工業高等専門学校において、研究費等計554万余円が不適正な会計経理により支払われていたとする事態（以下、この事態を「東京高専の不適正経理」という。）があったこと及びそのほかには預け金等の不適正な会計経理の事態はなかったことを公表した。

そして、機構は、東京高専の不適正経理を踏まえて、24年3月に各高専に通知を発して、次のとおり、再発防止策を行うこととした。

ア 各高専において発注者と同一人による納品検収を行うことのないよう、検収の際、納品書に検収した職員の検収印を押印すること

イ 各高専において会計内部監査を定期的実施して、当該監査において業者の得意先元帳等と各高専で保管している会計伝票とを突合すること

ウ 各高専等において定期的に会計事務担当者の事務能力の向上のための職員研修を実施すること

エ 取引業者に対して不適切な経理を行っていない及び行わない旨の誓約書の提出を義務付けること

(3) 高専における物品の管理

機構が所有する動産のうち供用のために保管する物品は、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（以下「管理規則」という。）に基づき管理することとされており、取得価格が10万円以上50万円未満かつ耐用年数1年以上の物品は備品とするなどとされている。

そして、物品を使用する教職員（以下、「物品使用職員」という。）は、供用された物品のうち、修繕等をして使用することができない又は使用する必要がない物品があるときは、管理規則に基づき、物品の管理事務を行う物品管理役に返納の報告を行うこととされており、報告を受けた物品管理役は、それが不用であると判断したときなどは不用の決定をするとともに、売却することができない及び売却することが不利又は不適当と認める物品については廃棄することができることとされている。

また、高専の校長は、管理規則に基づき、毎事業年度5月末日現在の物品の管理の実態について、検査員を指名して検査することとなっている（以下、この検査を「物品検査」という。）。

2 本院の検査結果

物品の購入等に係る経理処理が会計規則等に基づき適正に行われているか、再発防止策への取組は確実に実施されているか、物品の管理が管理規則に基づき適正に行われているかに着眼して、18高専において会計実地検査を行ったほか、機構本部から資料の提出を受けるなどの方法により検査した。

(1) 高専において再発防止策への取組が十分に行われていない事態

機構は、東京高専の不適正経理のほかには預け金等の事態はなかったとしていた。しかし、18高専における物品の購入等に係る経理について検査したところ、18年度から23年度までの間に、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って、物品の購入代金等を支払っていたものが、計1億6940万余円あった。

一方、機構は、前記のとおり、東京高専の不適正経理を受けて、24年3月に再発防止策を策定して、これを各高専に通知していることから、18高専を含む全51高専における24年度の再発防止策への取組状況について確認したところ、次のとおり、高専における取組が十分ではない事態が見受けられた。

ア 8高専において、検収の際、納品書に検収した職員の検収印を押印しておらず、契約と検収が別の者により行われていることが確認できるようになっていなかった。

イ 45高専において、各高専における会計内部監査が一度も実施されておらず、業者の得意先元帳等と会計伝票との突合が定期的に行われていなかった。

ウ 20高専において、各高専で行うこととされた会計事務担当者への研修が実施されていなかった。

エ 44高専において、取引業者に対して不適正な経理を行っていない及び行わない旨の誓約書を提出させていなかった。

(2) 物品の管理が適正を欠いている事態

51高専における24年度までの物品の管理の状況について検査したところ、30高専において、使用する必要がなくなった備品計14,652個（取得価格計6億9380万余円）について、物品使用職員等が管理規則に基づく返納の報告等の経路を経ることなく無断で処分するなどしていた。上記の備品は、機構の内部調査でその所在が不明となっていたことなどを契機として、既に処分されていたことが判明したものであるが、30高専は、これらの備品について、使用年数の経過、陳腐化等を理由とした不用の決定を事後的に行うとともに、これを廃棄したこととして物品管理台帳から除却するなどしていた。

また、高専の校長は、前記のとおり、毎事業年度物品検査を行うこととなっているが、上記の30高専の22年度から24年度までの物品検査の実施状況について検査したところ、物品検査を全く行っていない高専が見受けられた。

多くの高専において不適正な会計経理が行われているにもかかわらず、再発防止策への取組が十分に行われていない事態及び物品が物品使用職員等において必要な経路を経ることなく無断で処分されているなど物品の管理が適正に行われていない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

機構において、高専における不適正な会計経理の再発防止策への取組が確実に実施され、また、物品の管理が適正に行われるよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 高専に対して、再発防止策の重要性について周知徹底し、再発防止策への取組状況を定期的に本部に報告させるなどして、その状況を確実に把握するとともに、取組が十分ではない高専に対しては速やかに指導等を行うこと

イ 高専に対して、管理規則を遵守した物品の管理を行うよう指導するとともに、毎事業年度行うこととされている物品検査の結果を本部に報告させるなどして高専における物品管理の状況を確実に把握すること